

令和2年(2020年)7月15日(水曜日)

三島駅南口再開発
東京高裁 控訴棄却

三島駅南口西街区の開発事業を巡り、三島市が市土地開発公社から事業地の買い取りを怠つたのは違法行為に当たるとして、「三島駅南口の整備を考える市民の会」の渡辺豊博代表が豊岡武士市長を相手取り、違法確認を求めた控訴審判決で、東京高裁は14日、原告側の訴えを「不適法」とした一審静岡地裁判決を支持し、控訴を棄却した。

原告側は市が公社から事業地を買い取つて隣接地と一括売却すれば利益を得られたにもかかわらず、買い取り請求権の行使を怠つたため安価で取引されたなどと主張してい

た。これに対し、判決では転売利益の発生が明らかでなく、結果的に発生する可能性がありたとしても本件の買取り請求権が地方自治法上の「財産」には當たりないと判断。そのため、財産管理を怠る事実の違法確認を提起する要件は満たさないとした。

渡辺代表は判決を受け、「相場の半額ほどで土地が売られたのはなぜか。市民の素朴な疑問に答えてほしかつたが、審判の土俵にも上げてもらはず残念」と述べ、最高裁に上告する意向を示した。

市側は「適正価格により、関係法令に基づいて土地を売却した」とし、判決を「正当性が証明された」とコメントした。